

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日 時 令和元年12月20日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

2 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

裁判員経験者 4人

司会者 大西直樹（大津地方裁判所部総括判事）

裁判官 今井輝幸（大津地方裁判所判事）

検察官 横 麻由子（大津地方検察庁検事）

弁護士 不破俊之（滋賀弁護士会所属弁護士）

司法記者クラブ記者 4人

4 議事要旨

所長： 大津地方裁判所長をしております瀧華と申します。よろしくお願いいたします。本日は、裁判員経験者の意見交換会に、裁判員経験をされた4名の方に御参加いただきました。裁判員経験者の皆様には、実際の裁判で裁判員として重責を果たしていただいた上に、この意見交換会にまで参加していただきまして、本当にありがとうございます。大津地方裁判所で開催いたします裁判員経験者の意見交換会は、今回で10回目を迎えることとなります。

最初に、この意見交換会の趣旨を簡単に説明させていただきます。平成21年5月に裁判員制度が始まりましたが、本年5月をもちましてちょうど10年を経過いたしました。国民の皆様の理解と協力に支えられ、制度施行から約10年間で、全国で約1万2000件の裁判員裁判が行われ、約9万人の方に裁判員等として刑事事件に参加していただきました。そして、これまで安定的にその運営がされているものと理解しております。こ

の裁判員制度の導入により、裁判員の視点や感覚というものが反映され、国民の良識と裁判官の専門性が協働することで、刑事裁判制度がより分かりやすく、より多角的で深みのあるものになってきております。今後このような裁判員制度を引き続き順調に運用し、社会に深く根付かせていくためには、裁判員選任手続から判決に至るまでの運営全般につきまして、改善に向けた不断の努力が欠かせません。裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどで御意見を伺っておりますが、裁判員裁判を経験されてしばらく経ったこの時点で、もう一度改めて裁判員としての経験を振り返っていただき、率直な御意見あるいは御感想をお聞きしたいと思っております。伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく充実した裁判員裁判につなげていきたいというのが、この意見交換会の趣旨・目的というものでございます。

本日は、裁判官、検察官、弁護士という法曹三者にも参加していただいておりますので、制度をよりよいものとしていくために、制度を運用する法曹三者がどのような工夫や努力をする必要があるのか、厳しい御意見などもあるかと思いますが、そういうものも含めて率直な声をお聞かせいただければと思います。本日、報道関係の皆様にも傍聴いただいております。報道を通じて裁判員経験者の皆様の生の声を滋賀県の県民の方々にもお届けすることによって、今後参加される裁判員の方にも、裁判員として参加していただく予定の方にも、裁判員制度について正確なイメージを持っていただき、安心して参加していただくことができればいいなと思っておりますのでございます。

それでは、これから、ぜひ活発な意見交換をお願いします。簡単ではありますが、開始に当たりまして私から挨拶させていただきました。では、よろしくお願いいたします。

司会者： 大津地方裁判所刑事部の部総括裁判官の大西です。ここからは

私が本意見交換会の司会を務めさせていただきます。若干自己紹介させていただきますと、この4月に大津地方裁判所に参りました。4月以降、ちょうど昨日終わった1件も含めて5件の裁判員裁判を担当いたしました。東京地裁、岐阜地裁で担当した事件も合わせて大体40件ぐらいの裁判員裁判を担当してきたかと思います。これまで、どの事件においても裁判員の方に責任感を持って真摯に取り組んでいただいた結果、国民の良識、感覚が反映されたよりよい裁判が実現できているのではないかなと思っております。もっとも、裁判の運営については、なお改善の余地もあると思っております。このような機会に裁判員経験者の方から御意見を伺えるのを本当に楽しみにしております。よろしくお願いいたします。

本日は、4月に裁判を行いました強盗致傷被告事件（以下、「1号事件」という。）と5月に裁判を行いました強制わいせつ致傷被告事件（以下、「2号事件」という。）で裁判員をお務めいただいた御経験者4名の方に御出席いただいておりますほか、これらの事件を担当した裁判官、検察官、弁護人の方にも御出席いただいております。意見交換を始めるに当たり、まず裁判官、検察官、弁護人から簡単に自己紹介をいただきます。

裁判官： 大津地方裁判所の裁判官の今井と申します。今回4人の方のうちの3人の方が裁判員をお務めいただいた1号事件ですけれども、こちらの裁判長を務めました。私自身、今月12月初旬に判決をした事件まで幾つかの序で裁判員裁判に関与しております。その12月の最後に関わった事件で29件目になります。今まで大津地裁では、事件そのものに具体的にフォーカスしないで、一般的な形で意見交換会をしてきたんですけれども、今回は、特定の二つの事件に絞りまして、それに関わった裁判官、検察官、弁護人という形で、突っ込んだ話ができるかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

検察官： 大津地検の検事の横です。よろしくお願いいたします。私は、

今回議題となっています1号事件、2号事件ともいずれも担当していました。1号事件については主に私が主任として担当しておりまして、2号事件については主任検察官のサポートという形で入っていた事件です。私は検察官として8年目になっておりまして、裁判員をやってきた数も、10件から20件ぐらひは担当しているかと思います。いろいろとお話を伺わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

弁護士： 滋賀弁護士会所属弁護士の不破と申します。よろしくお願いいたします。私は、今回の1号事件の主任弁護人を務めました。私自身としては、今回の1号事件は裁判員裁判の経験としては2件目で、しかもその間が1件目から7年ぐらひ空いてまして、久しぶりの事件だったということがあって、本当に私自身も手探りでいろいろやった事案でした。その後、今年、別件でもう1件担当しましたが、私としても全体で経験がまだ3件しかないのです。今後、裁判員裁判を担当する上でよりよいものにするためにも、今日の御意見を生かしてやっていきたいと思って、いろんな意見を聞いていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

司会者： それでは、早速、意見交換に入らせていただきたいと思います。先ほど瀧華所長からも話がございましたけれども、本年度裁判員制度開始10年、意見交換会も大津においては10回目という節目を迎えております。これも今井裁判官からお話がありましたが、今回はそういう10回目を迎えたということで、具体的な獲得目標、より分かりやすい証拠調べ、よりよい評議という、そういうことを実現するために、いろいろな貴重な御意見を伺えるのではないかなというふうに楽しみにしております。裁判員経験者の皆様には、1番さん、2番さん、3番さん、4番さんと番号で呼ばせていただきたいと思います。それから、終わった後には、最終的には、傍聴されている報道機関の皆さんからの質問の時間も設ける予定ですので、御協力をお願いいたします。

それでは、まず最初、裁判員裁判を経験されたことに関する全般的な御感想を皆様からお伺いしたいと思います。まず私の方から皆さんが御担当された1号事件、2号事件について若干御紹介いたしますので、その御紹介の後でお一人ずつお話をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、まず1号事件を御担当になったお三方にお伺いしたいと思います。この1号事件は、被告人がコロッケ一袋を万引きし、地下駐車場で保安員に確保されて、観念して連行される途中で、応援職員が来ないことを察知して逃げる決意をして、保安員に暴行を加えて逃走した強盗致傷の事案だと聞いております。このほか、無免許運転過失致傷、窃盗という事件についても併せて審理、判決が行われたと聞いております。本年4月に審理、評議合わせて5日間の日程で行われたということです。この事件の裁判員を御担当になって、まず1番の方、全般的にどのような御感想を持たれたかお聞きしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者1： 1号事件の裁判員として参加しました。この事件、早いもので4月に行われて8か月経ったわけなんですけども、ちょっと8か月前を振り返って、どうだったかなと思い返してるところなんですけども、まず第一に、大げさですけど、人生においてこういう経験ができないことを改めて真摯に受け止めて考えられたというところで、この経験は、プラスであって、決してマイナスではなかったというふうには思っております。以前でしたら、いろんな事件とかを拝見して、若干自分に関係ないわというところがあったかと思えますけども、裁判員というのを経験して、少しは、こういう事件はどうなんだろうな、こうなんだろうなと考えるように自分自身がちょっと変わっていったかなと思えます。今後もまたいろんな事件等あるかと思えますけども、そういう面では、いろいろ自分自身が変えられることができたいい経験だったというふうに思っております。

裁判員経験者2： 私も1番の方と同じように、裁判員に選ばれるまでは、

私にはどこか関係のないところの話かなと思っていたんですけれども、実際経験してみて、全くの他人の人生について一生懸命考えた1週間だったので、こういう機会もいいのかなと思いました。あともう一つ、私が担当したこの案件ですが、スーパーでコロッケを一袋万引きした、で、保安員の方を蹴ってしまったというところなんですけれども、そんなに裁判になるような大きな事件とは自分の中では思っていなかったもので、こういうありがちなことでも大きな犯罪になるんだなということを感じました。

裁判員経験者3： 私は、まず裁判員に選出されたときには、どうなることかということで、何をしていいかも分からんけど、選ばれてから裁判長の進行により、うまいこと流れをつかむことができたつもりです。またこういう事件、よその話やと思ってたんですけど、先ほども言われたとおり、いろんな事件を、ちょっと深く考えるようになりました。

司会者： それでは、本日、5月に行われた2号事件から唯一お越しただいてる4番さんにもお話を伺いたと思います。5月の事件ですけれども、この事件は、被告人が夜間大津市内の歩道上において、徒歩で通行中の当時18歳の女性に対し、いきなりその背後からスカートを手でめくり上げて引っ張りながら、その太ももを手指で触るなどし、その際その女性を転倒させて、全治約3週間を要する傷害を負わせたという強制わいせつ致傷の事案でした。本年5月に審理、評議合わせて6日の日程で行ったというもので、これについては私が裁判長を務めました。この裁判を御担当いただいて、4番の方、どんな御感想だったでしょうか。

裁判員経験者4： まず裁判員制度については、私は興味がすごくあって、人生で一度ぐらいはやってみたいなと思っていたところで選ばれたので、すごく光栄な機会を得られたなと感じました。まさか選ばれるとは思ってなかったんですけど、選ばれてよかったなというのと、あと事件に関しては、当たり前ですけど、被害者と加害者がいて、そういう状況というのは

テレビを見ててもよく分かるんですけど、その事件を深く考えていくと、被害者に心があって、被告人のほうにも当然心があって、その家族がいて、近しい、親しい人たちがいて、地域と関わりがあつてと、ものすごく多岐にわたる人に関係する事件なんだなというふうに感じて、ほかの事件を見聞きする中でも、そういう視点を持って深く読み解くというか見られるようになって、とてもいい機会が得られたなというふうに感じています。

司会者： 皆様からお話を伺っても、裁判員を経験されてほかの事件に対する関心も湧いてということもお伺いして、なるほどなと思いました。私も昨日まで裁判員裁判をやっていたしまして、雑談の中でも、その途中で事件が新聞に載ったりするとその話になったりして、非常に前より新聞を読むようになりました、そんなお声も伺っていたしまして、今日もまさにそういう声が伺えてうれしいと思っております。

それでは、内容面に入っていきたいと思います。検察官・弁護人の法廷での立証活動、証拠調べが分かりやすかったかという点についてお話を伺っていきたいと思います。裁判は、最初に法廷に行っていて、いろいろな証拠を調べて、それを踏まえて判断いただくということで、証拠調べが分かりやすいとか、これは裁判がうまくいくかの鍵を握っていると思います。証拠調べについてどのように感じられたか、いろいろと具体的に伺っていきたいと思います。まずこれも1号事件について伺っていきたいと思います。コロッケの万引きがあつて、その後、保安員さんにけがをさせたしまったという事件ですけれども、この事件については争点が主に二つあったと聞いております。一つは被告人の暴行態様がどのようなものであったのか、それから2番目に、その暴行の程度が、被告人の暴行が被害者の逮捕行為を抑圧する程度であったのかと、この2点が主な争点だったと伺っております。その争点を中心に、証拠書類や証人尋問、被告人質問などが行われ、特にその争点に関する証拠としては証拠書類の

ほか、検察官側の証人として保安員、被害者の方の尋問が行われ、それから被告人の質問が行われたと聞いております。証拠調べ、まず全般的な印象として分かりやすかったのかどうなのか、あるいは分かりにくい点があったとすればどのような点だったのか、この辺りについて御意見を伺いたいと思います。1号事件の関係で、順番どおり、1番の方からお願いいたします。

裁判員経験者 1： 1号事件を担当しましたが、まず証拠調べに関しましては、一番私がちょっと分かりにくかったと言ったら変なんですけども、実際暴行を加えたところの防犯カメラとかがあれば一番よかったなと思うんですけども。被告人と被害者の供述でちょっと想像せざるを得なかったという案件だったような気がしまして、その中で信ぴょう性がどうなのかなというのは、ちょっと後にも関わってくるかもしれませんが、評議とかいろいろしながら、自分の中でイメージを描いて、こうだったんだなというふうな感じで持っていったんですけども、若干、被害者の例えばけがされた後の何か治療痕とかいろいろ結構出たんですけども、何かその辺で、その段階では何かそれだけでという判断はちょっとしんどかったかなという気はします。あと、加えて、徐々にはっきりはしてきたと思うんですけど、証拠調べの段階で出た中では、まだちょっとおぼろげな感じという印象があります。

司会者： 実は今回の対象としている1号事件、2号事件ともに、特に暴行の態様などが問題となった事件で、しかも防犯カメラ等のこれを見れば分かるんじゃないかという証拠がない、証言とか被告人の話していることに基づいて判断いただかなければいけない、なかなか難しいものだったと思います。それでは、同じ点について、全般的な印象等を2番さんお願いします。

裁判員経験者 2： 1番の方のおっしゃったとおり、防犯カメラがあれば

一番楽だったのかなと思うんですけれども、言い分をどちらも聞いてということで大変迷いました。被害者の方のおっしゃってることと加害者のおっしゃってることが随分食い違っていたので、裁判員の中から同じような背格好の方で、こうやってみてこうなるとここにこう当たるねとか、顔面を蹴ったという事件だったので、そういうシミュレーションをしてみて、みんなで判断した部分があったので、そこについてはちょっと分かりにくかったかなというところなんですけれども、証拠調べと言われると、そこが一番ちょっと分かりにくかったかなというところなんです。検察官の方や弁護人の方が時系列にこういった資料を用意していただいていたので、その辺りはすごく分かりやすくてよかったかなと思います。

司会者： 同様の点について、3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3： 被告人はある程度、犯罪を自分で自供といいますか、してたので、あと、この資料を見ながら、想像もありましたけど、よく分かって、あとはみんなの評議というの、想像になってしまうと言ったらおかしいんですけど、そこから評議していけるというのがよかったです。

司会者： まず1号事件についてもうちちょっと掘り下げて伺って、2号事件については後ほど伺いしたいと思います。今のお話の中で、1番さん、2番さんのほうから、防犯カメラとかそういう客観的なものがなく証言の信ぴょう性を判断するのが難しいというお話がありました。また、評議の過程では何か再現をというお話もありましたが、証人尋問を聞いているときに、その話された内容がどういう態様なのか、体勢なのか、どういう体勢の変化があったのか、その辺りについてはイメージができましたでしょうか。いかがでしょうか。

裁判員経験者1： 実際に検察官の出された論告とか、それに対する弁護人の書かれてることとかを見ながら、それと被告人が質問に対して答える内容、私なんかは、特に被告人のそのときのしゃべってる様子とか、本

当の何というか、この被告人の素顔と言うと変ですけど、何か人物像というのをしっかり見て、言ってることが正しいのかどうかをしっかり見ようかなと思って見て、決して、被告人を罪を犯してる人間だというふうに見ずに、本当にちゃんと正直に言ってるかな、どうだろうというのを見てたんですけども、その中でいろいろ話を聞いてるうちに、それと被害者の方の言った実際こうされたんだというのも含わせて、実際にその本人たちが言ってることを、いろいろ、どっちが正しいとかなかなか判断はつかなかったんですけども、自分なりに判断して、そしてこの資料をしっかりと、特に検察官の方が出されてる資料が時系列に沿ってものすごい分かりやすかったので、これに沿って判断をしていったりとかしてたんですけども、とにかく、あとは、さっき防犯カメラとかそういうちゃんとしたものがないので、トータルで自分の中でかみ砕いて判断していったというような形にはなります。

司会者： 保安員の方、被害者の方が法廷で話をされているときに、その方の話されてる体勢がこういう体勢だとかという、聞きながらイメージが湧いたかどうか、もし1番の方、補足があればお願いします。

裁判員経験者1： そうですね。先ほどとちょっと関係するかもしれませんが、その受け答えの仕方とか見て、被害者の方はちょっと記憶が何か薄れられてるのかなと、そういう点とかも見たりとかして、その辺で自分なりに両方合わせて、実際はこういう体勢だったんじゃないかなというふうなイメージは、お互いの話を聞きながら一応は浮かべてはいました。

裁判官： この事件では、一応、被害者の保安員の証人尋問のときに、再現をした写真、体勢の写真が2枚ほどあったのと、あと被告人のほうもたしか2枚ほど、静止画ですけど、写真があったと思うんですね。あの辺はいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者1： 参考にはなりましたが、何か両方の話とか聞いて

るうちに、どっちがどうなのかな、それが本当にそうなのかなというのは、いわゆる再現してこうやってました、こうになりましたよという写真だったと思うんですけども、その辺がまた評議の内容だったかと、いろいろ交わした内容だったと思うんですけども、それが決め手にはならなかったかなと。まず最初のイメージとしてはありましたけれども。

司会者： イメージがつかめたかどうかというところをまずお聞きしたいなと思ってます。そもそも話されてる内容がこういう体勢だと、例えば右手が前に出るとか言葉だけで言われても、それはどういう体勢なんだろうという、その辺がまずつかめないと、そもそもそれが信用できるかどうか判断ができないのかなと思ったんですけども、その話されてる体勢について、写真とかを示しながら補足はしてたということなんですけれども、それで十分、被告人あるいは保安員の方の言われている体勢とかその変化、それがイメージできたでしょうか。2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者2： そうですね、それぞれの言い分の写真があったのと、被害者の方は法廷でも実際こういうふうになりましたという再現をさせていただいたんです。それで、あっ、そうだったんだなと、それぞれ被害者の方、加害者の方の体勢というのはイメージできました。後で評議においてそれを組み合わせてみたら、そうはならないねということがあったので、そういう意味では、証拠という意味ではそれぞれにあって再現ができたのでよかったかなとは思いました。

司会者： こういうことを被告人が言い、あるいは保安員の方が言われてると、そういうことはある程度分かったと。写真とか話の内容、あるいはジェスチャーで示したところを合わせて、こういう体勢を話してるんだなということは分かったということだったかと思います。3番の方、同じ点いかがでしょうか。

裁判員経験者3： 写真とかは、聞き取って写してあるんだと思うんです

けど、結局それぞれ被告人も証言者も、断片的にしか自分の一番きつかったときしか覚えてないような気がして、で、写真がうまいこと、証言者と被告人の動作とかが違うのかなと思いました。どちらも切羽詰まったときの断片的な記憶しかないのかなと思いました。

司会者： その断片的な部分についての、どういう体勢を言ってるかというのは伝わりましたか、その写真で。

裁判員経験者 3： はい。

司会者： それからもう一つ、先ほど防犯カメラがあればよかったのというお話もありましたが、実際の事件では防犯カメラがある場合、ない場合が実際あって、恐らくあれば検察官としては請求されたりするんだと思います。ない場合、今回はない場合に当たったんだと思うんですけども、今回の1号事件で、こんな証拠がもっとあったらよかったのにとか、証拠があり過ぎてかえって混乱しましたとか、提示された証拠が多過ぎたとか少なかったとか、あるいはこんな証拠があればもっと判断しやすかったのにというところがあればお聞きしたいんですけども、いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

裁判員経験者 1： ちょっとまた同じ繰り返しになるかもしれませんが、最終的にはやっぱり被告人、被害者の話とか提示された写真とかトータルで考えたわけなんですけども、最終的にはやはり私自身は、防犯カメラの映像がなかったのはどうしようもないんだと思いますけども、話とか出た写真とか、こんなあり得ないなとかという評議の中でトータルでイメージして決めるしかなかった件だったなという印象はあります。

司会者： こんな証拠を見てみたかったなとかいうのはありませんでしたか。

裁判員経験者 1： それは、防犯カメラで蹴った瞬間が見れたら一番よかった。それがなかったので、イメージというか話をトータルで考えるしか

なかったので、結論は出ましたけども、じゃあ本当にそれが正しかったのかどうかという面はあるかなとは思いますが、最終的には我々は正しいということで結論を出しましたけども。

司会者： 2番の方はいかがですか。

裁判員経験者2： 防犯カメラがなかったというのと、あと目撃者の方もたしかいらっしやらなかったんで、両方の言い分と傷の見たところの判断というふうになったんですが、できれば、先ほどの写真なんですけど、もう少し早い段階で撮っていただければ、もう少し記憶が混濁する前、もう少し記憶がしっかりしてたのかなというのは少し思いました。たしかちょっと時間が経ってから再現をされてたと思うんです、被告人の方も保安員の方も。なので随分そのお二方の写真を合わせてみると、どうしてもそういうふうにはならない。どちらかがちょっと記憶が曖昧だったのかなと言わざるを得ない状況だったので、事件ってどういう進み具合で行くのか私には分かりませんが、証拠写真というのはできるだけ早く撮っていただければ、もう少し明確だったのかなとは思いました。

司会者： 恐らく被害者、被告人の再現の写真を撮ったのが事件発生から若干時間が経ってしまってからだったと。そこで記憶が減退してしまった可能性もあるんじゃないかという御指摘だったかと思います。3番の方にも、こんな証拠見たかったなとか、証拠が多過ぎてちょっと消化し切れなかったなとかいうお話を伺いたいと思います。裁判員裁判が始まる前は、膨大な証拠を法廷でも取り調べて、ただ、その全部を法廷で説明することはできないので、一部だけを説明して、あとは裁判官室というところで読み込んで、それで判断するという裁判が行われてました。裁判員裁判になってからは、裁判員の方にそういうことをしていただくわけにいかないので、証拠を争点に関するものを中心に相当絞るようになりました。ですから、少な過ぎるということも逆に起こるかもしれないし、この事件につい

てのベストの証拠を厳選していると言えるかもしれない、その辺うまく選べてるかなと、少な過ぎるかな、多過ぎるかなという辺りをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、3番の方、今回の事件いかがだったでしょうか。

裁判員経験者3： 防犯ビデオとかはなかったんですけど、あと、その犯罪を裁判官と裁判員ら8人とで人間的にみんなで考えて評議して、こういうふうになったんじゃないか、ああいうふうになったんじゃないかということをみんなで評議するしかなかったと思うんです。そこからの判断ですので、証拠が多かったといえど多かったけれども、少な過ぎたわけでもないので、あとはもう裁判員の人間の考え、感情とかを生かして判断したような感じです。

司会者： 1号事件について証拠調べが分かりやすかったかどうか、私からお伺いしてきましたけれども、この事件を担当されました裁判官、検察官、弁護人のほうから御質問等があれば、ここでお伺いいただければと思います。

弁護士： 弁護人を務めました不破です。皆さん御記憶があるかどうかあれですけども、再現写真ですね、実は証人側と被告人側それぞれ警察のほうの捜査の中で撮ってたんですけど、本人の記憶と再現がちょっと違った部分があったのを御記憶ですかね。これは技術的な問題になるんですけど、本当は恐らく再現をこちらでビデオを撮ってですね、出せるかどうかとかいう点がありますけれども、普通そういうのは検察官も弁護人もお互い認めないので。写真も。写真は再現すれば認めるケースもあるかもしれないんですけど。その辺のちょっと技術的な問題もあってですね、かつ、警察で再現した再現写真が若干本人から改めて弁護人として聞いたのと違って、より分かりにくかったんじゃないかなという点はとても記憶してるんですけど、その辺、もし御記憶である方があれば、ちょっとその辺の

感想もお聞かせ願えないかなと思うんですけど。

司会者： 覚えてらっしゃる方でどなたかコメントいただける方はいらっしゃいますでしょうか。

裁判員経験者 1： しきりに被告人が違う違うと首を振ってたのは覚えているような気がします。

司会者： ほかに何か、横検察官、今井裁判官、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、一旦先に進ませていただきまして、今度は2号事件についてお伺いしたいと思います。まずは同じように、証拠調べ全体として分かりやすかったのかという点についてお伺いしたいと思います。この事件についてもどのような体勢だったかというところが争点だったんですけれども、具体的には被告人が被害者にわいせつ行為に及んで、その結果、被害者が転倒してけがを負ったというところまでは争いがなかったんですが、どのようにわいせつ行為に及んだのか、被告人が被害者の太ももを手指で触ったのかという点が中心的な争点となっておりました。この点に関しては、被害者御本人を遮蔽した上で証人尋問を行うとともに、被告人の質問をし、それ以外に証拠書類等を調べました。全般的に、これらの証拠調べについて分かりやすかったか、分かりにくい点があるとすればどのような点なのか、この辺りについてまずお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 4： 当事件は防犯カメラの直接的な映像がなかったのも、状況証拠的なところだったんですけれども、被害者の方の服装を撮った写真があって、そのときにその写真が、当時背負ってたであろうリュックがなかった状態での同じ服装をした恰好だったりとか、あと、たしか靴が違ってたとかあったと思うんですね。で、その当時の服装とか持ち物とか全部同じものの写真とかがあったら、もう少し分かりやすかったんじゃないかなというところが1点あったのと、もう一つが、追加で審理もやったんで

すが、現場近くの防犯カメラの時刻と距離の正確性を欠いてた証拠があったので、その点に関して再度撮り直しというところを行ったと思うんですけど、その点が最初は分かりにくくて、ちょっとつじつまが合わない点が初めはあって、後から訂正されたという形だったと思います。量的なところで言いますと、かなり絞っていただいてるんだと思うんですけど、考えるには十分な量であったと思いますし、多過ぎたということもなかったというふうに感じています。以上です。

司会者： 今御指摘いただいた最初の点、服装について再現した写真はあったけれども、一部再現されてない部分があったり、あと、この事件は、背中にリュックか何かを背負った状態でキュロットスカートををはいてた女性が後ろからめくり上げられてという話だったんですけども、背中にリュックもあるので、それがどんなリュックで、どれぐらい物が入ってるかによって、めくり上げられるかどうかというのもちょっとイメージがしにくい、キュロットスカートをめくったときに、中がどういう構造になってるのかというのも分からなかった、キュロットスカートとかリュックサックが、必ずしもはっきりした写真とかあるいは証拠物として調べられてなかったというところがちょっと分かりにくい、などという話がたしかあったような気がします。それから、防犯カメラの点については、これも被告人と被害者が言っていることが違って、それがどれぐらいの時間でどの場所で起こったかというところが裏付けになるかもしれないというところで、その辺の正確な情報が、その証拠から、当初の証拠からは読みにくかったと、その辺りについて御指摘いただきました。証拠としても、服装についてはキュロットスカートとか、あるいはリュックそのものが証拠としてあったほうがイメージしやすかったし、判断もしやすかったところがあるんじゃないかな。

裁判員経験者 4： あったらあったで一番いいと思いますし、なくても写

真と、あと何が入っていたとか大まかなそのリュックの重量だとか、そういったところが分かれば十分な話ができるかなと思います。

司会者： 具体的な点についてもおっしゃっていただきましたが、それ以外に証拠調べで何かお気づきだった点はございますでしょうか。

裁判員経験者 4： あとは審理中の被告人の方が描いた絵が証拠として作成されたと思うんですけど、あの絵がすごく状況が分かりやすく、考える手助けになったかなと思います。

司会者： この事件でも先ほどの1号事件と同様に、被告人と被害者がどういう体勢だったのか、またそれがどういうふうに体勢が変化したのかというところが問題となって、それについて被告人質問の途中で被告人自らに図面を描いてもらうということがあって、それが分かりやすかったというお話でした。あの体勢変化については、被害者側からお話ありましたけれども、言葉だけで十分どういう体勢なのかというイメージはつきましたでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

裁判員経験者 4： 言葉だけではなかなか難しかった点が多かったように記憶してます。

司会者： もし、こういうふうにやってもらえたらなお分かりやすかったというようにお考えがあればお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。被告人が絵を描いて、それが分かりやすかったというお話がありましたけれども、絵を描いてもらって、うまく描ける人と余り絵が得意じゃない人がいるかも知れないので、そういう場合に検察官あるいは弁護人としてどういう工夫をしてもらうとより分かりやすいか、もし何か御意見があればお聞きしたいと思います。

裁判員経験者 4： 実演していただくのが一番分かりやすいかなと思います。

司会者： さきほど2番さんからお話ありましたけれども、やっぱりイメ

ージが湧かないと、若干評議の中身にはなりますけども、シミュレーション的なことをしないと分かりにくいところがありますね。それを証拠としてどのように準備いただくかは難しいところもあるのかもしれませんが、やはり聞いて動作とか体勢変化を把握するのはなかなか難しいかなと、その辺は法曹三者としても今後さらに検討していくべき点なのかなという気もいたします。この事件については、横検事が御担当でしたけれども、先ほどの4番さんの御意見も踏まえて何か補足してお聞きになりたいこと、あるいは御意見、コメント等があればお願いいたします。

検察官： 1号事件も2号事件もそうなんですけど、やはり被害者証言の信用性が問題になるときはよくあると思うので、そのときには基本的には検察官としては、被害者証言の信用性の助けになるようなけがの状況ですとか、あと現場の状況の写真ですとか、そういった犯行前後の状況とかですね、そういったところは書証でしっかり分かりやすいように伝えたいというふうには思っております。その後、証人尋問を聞いてもらって、ああ、あの現場のことなんだとか、ああ、どこだったんだなというのが分かりやすいように立証はしたいと思っていますところ。今回のですと、当然現場の写真ですとか、あと犯行前後の防犯カメラ画像等は出して、被害者証言、被告人の供述の信用性判断に使っていただければと思っていたところなんですけど、その犯行前後の状況ですとか、あとは犯行現場の状況の証拠については、何か足りないところがあったというところがあれば教えていただければと思います。

裁判員経験者4： 現場の写真の何地点かあったと思うんですけど、もう少し引いた写真があって、全体像が分かったほうが理解が進んだかもしれないと思います。

検察官： ありがとうございます。

司会者： ちなみに検察官、この事件は確定もしてるんでお伺いするんで

すけども、例えばキュロットスカートそのものとかリュックサック、あるいはそれに類似するもの、同類の製品とかを証拠物として請求しようという、そういうお考えとか御検討とかというのはあったんですか。

検察官： 証拠物というところまではちょっと当時は考えてなかったです。ただ、後になって考えてみますと、やはりその体勢とかがすごく問題になる事案でしたので、当然写真は類似のもの等を出す必要があったかと思えますし、必要であれば証拠物として提出するということも考えてもよかったかなとは思いますが。今後はそういったところも検討していきたいと思えます。

司会者： それでは、この1号事件、2号事件について、証拠調べの分かりやすさ、特に体勢とか体勢の変化が問題となるような事件、しかも防犯カメラのような客観的な証拠がない中で、どのように分かりやすく立証していくのかという点について御意見を伺いました。経験者の方からでも、裁判官、検察官、弁護人の方からでも、この点についてコメント等が最後ありましたらお聞きして、一旦休憩を挟みたいと思えます。何かございますでしょうか。

(休 憩)

裁判官： 1号事件なんですけれども、スーパーで万引きしてという事件ですので、コロッケを取るところとか、お店を出るところとか、連行されていくところとかは、ばっちり動画が残ってまして、そこまできっちり、時系列も主張をしっかりと検察官・弁護人ともにされているので、心証もすごく取れるんですけれども、逃走を決意して暴行するところがないんですね。そこが防犯カメラの範囲外というところが、もうびっくりしたという。裁判官も裁判員と一緒に初めて証拠を見ますので、あれっということになったかなと思えます。それから、被告人がちょっと1か月ぐらい捕まらなかったもので、再現がどうしても記憶がちょっと減退した後に再現してるので、

そこがやっぱり2番さんが先ほどおっしゃったように、記憶が新鮮なうちにした再現の写真ではなかったということになるかと思いますね。裁判官だけで裁判をやったときも、裁判官室でちょっといろんな体勢をとってみるとかやったことはあったんですけども、今回も話に出てますけれども、似た背格好の人で再現とかしたというのが一つ参考になったということ言われてたので、ああ、そうだったなと私自身も思い出したのと、あとやはり何より大事なのは、疑わしきは被告人の利益にということがありますので、検察官が言ってるとおり証明ができてるのか、あるいはそうでない、合理的な疑いがあるのかという、そういう視点から判断しますよと、これ何回も繰り返しお伝えしたと思います。最終的には、被告人が言ってる体勢の可能性はあるねという、そういう結論になった、被告人の側の言い分を認めたということになったと思います。

司会者： ほかに何かございますでしょうか。

それでは、証拠調べの分かりやすさという点についてはここまでにさせていただきまして、引き続きまして、今度は当事者の主張、検察官・弁護人の主張、特に論告・弁論が分かりやすかったかというテーマに移りたいと思います。その前に、休憩中に証拠の取調べの分かりやすさという点について、2番の方から貴重な御意見があったので、ちょっと御紹介いただいてもよろしいですか。

裁判員経験者2： 私たちが関係した事件でもですね、証拠となるかばん、肩から下げるかばんを引っ張り合って転倒して顔に傷をというふうになったんですけども、そのかばんのループの長さというのがすごく重要だったにもかかわらず、証拠写真がすごくループの短いかばんで再現されていたので、一番大事なところが見れなかったというのがあったんですね。それをちょっと先ほど4番の方がお話しされてたときに思い出しまして、それをちょっとお話しさせていただきました。

司会者： 大変参考になるお話かなと思いましたので御紹介いただきました。

それでは、当事者の主張について進みたいと思います。証拠調べが終わりますと、論告・弁論、検察官がまず論告、証拠に基づいてこういう事実が立証できたと思う、したがってこういう刑が相当だと思うという求刑をされ、弁護人からも証拠に基づいてこういう事実が立証されたと思う、ついでにはこういう刑が妥当である、あるいは無罪であるといった、そういう弁論、意見を述べられると思います。今回、まず1号事件については、検察官がA3用紙2枚カラー刷り、このようなものを用いて、争点に関する主張、量刑に関する主張、それから求刑についてプレゼンテーションされました。弁護人からは、A3用紙1枚のこのような紙で、御意見についての結論、それから争点に関する主張、量刑に関する主張と、それから量刑に関する具体的な意見についても述べられたと、こういうことになっております。このような証拠調べが終わった後の検察官・弁護人の論告・弁論は分かりやすかったでしょうか。また、そのときに用いた資料の分かりやすさも含めて御意見をいただければと思います。1号事件の方、どなたからでもいかがでしょうか。

裁判員経験者1： 先ほどもちょっと触れてしまったんですけども、全く白紙の状態で来まして、資料をいただいた中で、特に検察官の方が出された資料というのが一番この被告人の時系列に沿って、そこに至ったまでの経緯を知る上で非常に見やすい資料だなというふうな印象を受けて、かなり被告人についての起こした事件とかそういうことについて、順を追って読んでいくにつれて分かりやすかったという印象を持っています。それに対して弁護人の弁論が書いてありまして、それに対して書かれていたので、私にとったら分かりやすい資料が提出されてたんじゃないかなという印象を受けてます。

司会者： 検察官の資料が分かりやすく、また弁護人の資料もそれにかみ合った形で、そういう意味では分かりやすかったという御意見をいただいたかと思います。2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者2： 私も同じくですね、レジュメがすごく分かりやすく、特に検察官の方はカラーのレジュメで、こうだからこうですよという感じのとても分かりやすい資料でした。弁護人の方はカラーではなかったんですけれども、事件が三つありましたので、三つともこうですよ、こうですよ、こうですよ、だからこうですよという感じで、とても分かりやすくまとめられていたかなと思います。

司会者： 同様の質問、3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3： 私も同じです。よくこれで事件の内容が分かったのも、あと弁護人さんの言うことも分かったのも、はっきり分かりました。

司会者： この論告・弁論についてはお三方から好評だったようです。ちなみに、証拠と主張については、どれが証拠でどれが主張かというところについては区別する必要があるかと思うんですけど、その辺の区別というのは分かりやすかったでしょうか。論告・弁論というのはあくまでも主張で、これ自体は証拠じゃないということで御判断いただいたかと思いますが、裁判をしている中で、どこまでが主張でどこまでが判断の材料としていい証拠なのか、法廷に立ち会いながらはっきりお分かりいただけたでしょうか。

裁判員経験者2： 検察官の方が作っていただいたレジュメがとても見やすく、弁護人の主張、検察官の主張ということで、すごく分かりやすく書いていただいていたところがすごくよかったかなと思います。

司会者： 今のお話ですと、弁護人の主張、検察官の主張と明示してあるので、これは証拠そのものじゃなくて、証拠を踏まえた御意見であるということも含めて分かりやすかったということですか。

裁判員経験者 2 : そうですね。

司会者 : それでは、2号事件のほうについても同様の御意見を伺いたいと思います。証拠調べが終わりまして、検察官から論告が、論告につきましては、やはりA4の1枚カラーで争点に関する主張と量刑に関する主張、それから求刑ということについて記載がされたA3の1枚の紙に基づいてプレゼンテーションがなされました。弁護人からは、A4の紙2枚で、やはり争点に関する主張と、それから量刑に関する、被告人に酌むべき事情があるという主張、これらについてプレゼンテーションをいただきました。これらの論告・弁論について分かりやすかったでしょうか。資料の分かりやすさ、あるいは分かりにくい点があったとすればどのような点かという辺りも含めて、4番の方、お聞きしてよろしいでしょうか。

裁判員経験者 4 : 資料に関しては論告・弁論ともに主張内容がよく分かる内容になっていたと思います。内容はそうですが、体勢の問題が、双方でどういう体勢でなされたかというところをもう少し正確に書いていただけると話が進みやすかったかなと思います。

司会者 : 今、主張も分かりやすかったということですがけれども、どこまでが主張でどこからが証拠かという辺り、その辺も特に法廷で立ち会われている中ではっきり区別できて判断していただいたという感じでしょうか。

裁判員経験者 4 : はい、そのとおりです。

司会者 : 当事者の主張の分かりやすさ、論告・弁論を中心にお伺いしましたけれども、概ね好評だったかと思います。これらの事件を担当された検察官、裁判官、弁護人からも、もし補足でコメントや御質問があればお伺いしたいと思います。

裁判官 : 経験者の皆様方にちょっと質問したいことがあるんですけれども、二つありまして、一つは先ほど経験者の2番さんのほうで発言がありましたカラーと白黒の問題でして、やっぱり色は何種類か付けたほうが分

かりやすいのか、それはそうでもないのかという点が一つ。もう一つは、たまたま主張の書面が情報量を盛り込み過ぎて量が多くてページ数が多かったり、非常に文章の量が多くなるものがたまにあるんですけれども、皆様の論告・弁論の量、情報量的には適切だったかどうかという点はいかがでしょうか。

裁判員経験者 1： こういう裁判員裁判だからというんじゃなくて、普通の民間企業とかでも提出する書類というのは見やすさが一番だと思うんですけども、検察官の方が出されてる資料というのは、とても分かりやすくまとめられてて、全体的な争点というところでピンポイントで分かりやすく弁護人にしろ検察官にしろ書かれていて、ここがポイントですよという点をちゃんと出されてて、そういう点では、今回の件に関してですけど、多過ぎもせず少な過ぎもせずという感じで、私は物すごくいい資料、レイアウト的にも内容的にもまとめられた資料だったなという印象を受けてます。

司会者： ちなみに、白黒かカラーかというのはいかがですか。

裁判員経験者 1： カラーのほうが見やすいかもしれませんね。色が付いて、めりはりが付いてますから。ピンポイントにここという感じでしてもらったほうが。

司会者： 2 番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2： 同じく検察の方の資料が大変見やすく私すごく気に入ってたんですけども、かといって別に白黒であるから見にくいというわけでもなく、弁護人の方が作られた資料も分かりやすかったと思います。カラー、白黒、必ずカラーがいいというわけではないんですけども、今回に関してはとてもピンポイントで何か使い方が上手というか、すごくレイアウトがよかったので見やすかったかなというのと、白黒である弁護人の方が作っていただいた資料も、特別見にくいというわけではありません。

司会者： プレゼンテーション資料と、あと口頭でもプレゼンテーションを耳で聞かれたと思いますけれども、情報量として過多になったり、あるいは少な過ぎたかどうか、その辺はどうですか。

裁判員経験者 2： 特に多過ぎたり少な過ぎたりということは感じませんでした。

司会者： 適度だったということでしょうか。

裁判員経験者 2： そうですね。はい。

司会者： 3 番の方、同じ質問、いかがでしょうか。

裁判員経験者 3： 弁護側の資料は色を使って、赤い線とかも使ってるんですけど、黒塗りも使ったりしてるんですけど、できればどちらも同等にしたらいいかなと思うんですけど。

司会者： 検察官のほうは赤とか色を使っていて、どちらも使ってくれたほうがいいんじゃないかと。

裁判員経験者 3： または、どちらも白黒で。

司会者： 統一でということですね。情報量として多過ぎて分かりにくかったとか少な過ぎて分かりにくかったとか、そういう御感想はございますでしょうか。

裁判員経験者 3： 多くもないし、多くもないと言うとおかしいけど、少なくはなかったし、評議しやすかったです。

司会者： 量的にはお三方とも適切な量だったということで好評をいただいたかと思います。4 番の方にも、情報量の点とそれからビジュアルの点、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者 4： 情報量は適切な量だというふうに感じました。見た目のところですけど、いずれも見やすくまとめられていると思います。ただ、フォーマットはそろえておいたほうが、裁判員としては見やすくはなるんじゃないかなと思いますが、ちょっと主張も違うので同じようなフォ

ーマットでできないとは思うので、ちょっと難しいかもしれないですけど、似たようなフォーマットを使ったほうが分かりやすいかもしれないなと思いました。

司会者： 色使いとかフォーマットをそろえたほうがいいというのは私も新鮮に伺ったんですけれども。ちなみに、検察官・弁護人、論告・弁論を作るときにフォーマットとかその辺りについて調整されることはあるんですか。

検察官： 冒頭陳述や論告については、事前に検察官・弁護人で開示するなり打合せするという事はないですね。フォーマットを含め。ですので、今の御意見については私も何か新鮮な気持ちで聞かせていただきました。

司会者： 不破弁護士からも何かございますか。

弁護士： とりあえずしないのは今検察官が述べたとおりで。幸い今回の1号事件は争点が割とはっきりしてて、判断要素も割と確定、確立した理論があるというか、という部分があったので、分かりやすい方向に行けたのかなという点は、ちょっと内容の面であったと思います。形式よりもですね。あと、今の御質問に関しましては今のとおりなんですけど、あとちょっと付け加えて、これは資料として、我々としては一応評議のときに恐らくこれを置いて皆さん検討していただけるという前提で、思いで書いてるんですけど、実際には弁護人も最終の、これをそのとおりこのまま言うんじゃないくてですね、別途口頭説明で補足して言うてる部分があってですね、全部が全部これに書いてるわけじゃなかったんですけど、その辺は耳で聞いているのと、それを聞きながらこの資料を見てですね、その辺、分かりやすさというのはいかがだったかという感想をお聞きできればと思うんですけども。口頭で聞いていることと書面が、若干詳しく口頭では説明してる部分ですね、それはこのペーパーの資料があれば足りたのか、やはりもう少し詳しく記載があったほうが後で評議で使えるものとして資料とし

てよかったのではないかと、その辺の意見があれば教えていただきたいんですけれども。

司会者： いかがでしょうか。事件によっては、ごく簡潔なメモを配られて、それ以外に読み上げ原稿みたいなものも御用意されて、それを配ってくださるという弁護人や検察官も中にはいらっしゃいますし、若干書面に書いてあることを補足するようなことは口頭で言われるけれども、お配りするものとしてはこれだけですよというA3とかの紙1枚配る場合もありますし、その辺どうでしょうか。口頭で言われたことと紙に書かれたことが若干違ったときに、それで分かりにくくなるとか、その辺はあるんでしょうか。

裁判員経験者2： こちらをたたき台として法廷ではメモをこちらも取っていますので、特にそこまで必要ないかなと私は思いました。

司会者： ほかに御意見ございますか。

裁判員経験者3： 資料でふと思ったことを、思ったなと思ったら口頭で説明してくれはりますんで、別にメモをこっちも取りますんで大丈夫でした。

司会者： 先ほどのフォーマットとか色使いの統一感というのは非常に新鮮だったんですけども、少なくともその前提として、今回の事件について検察官の主張と弁護人の主張が内容的にはかみ合ってたというお話を伺って、まず最低限そこは裁判所も入る形で争点整理等をして、きちんとかみ合った主張をいただけるようにそこは準備していく必要があるのかなと思いました。フォーマットについては、A4、1枚とかA3、1枚でやりますという、その程度の概括的な情報交換はするんですけども、多分フォーマットについては、そういう調整とかはしていないのかなとは思っていますけれども、非常に新鮮な御意見を頂戴しました。ありがとうございます。

それでは、今まで検察官・弁護人の訴訟活動について御意見を伺いまし

たけれども、今度は評議について話を伺っていきたいと思います。裁判官、裁判員の話合い、この場面について、話しやすかったかどうかというところをお伺いしたいと思います。もちろん御承知のとおり、法律によって定められた守秘義務によって評議の内容そのものについてはお話しいただくことはできません。具体的には、評議がどのように進められたかという評議の経過、それぞれの裁判員、裁判官の意見の内容や意見の多数、全員一致だったのか多数決だったのかということも含めて評議の秘密に含まれるので、それについて御質問したり御意見を伺うことはできません。ただ、これは評議の具体的な内容に触れない形でも、評議での話しやすさとか運営上の工夫といった点でお気づきの点があればぜひお伺いして、これからの評議の運用の改善につなげたいと思っております。評議について、例えば話しやすかったのか、あるいはちょっと意見を述べにくいムードだったのか、もし何か問題があるとしたらどういう改善が考えられるのか、その辺りについて率直に御意見を伺えればと思っております。これも1号事件、2号事件、両方の事件、御意見ある方から順次お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者1： まず評議の雰囲気ということでは、逆に裁判長とかが気を使われ過ぎてるんじゃないかなというぐらい和やかな感じで進められたので、意見を言いやすかったです。ただ、一つ私自身がちょっと気になったなというのが、最後のほうになって判決を出す段階で資料を出されたと思うんです。過去の例というか判例というか何か出されてますね。当然素人なんで、この事件は何年で執行猶予何年とかって、何が妥当なのか全く分からないので当然出てるんですけども、何というんですかね、今回の事件が過去の事案のこれに近いからこうなるんだなというふうに考えがちになってしまったところがちょっとあるかなと。ひょっとしたら、これをまず出されてなかったら、素人だからとんでもないことを言うかもしれま

せんけども、違う年数とかがいいんじゃないかなとか、変な違う年数を言ったかもしれないんですけども。ですからその辺でものすごく参考になった反面、何かこうでないといけないのかなというふうに思ったという逆の面もちょっとあったかなというふうに思います。

司会者： 量刑についてももちろん国民の方の良識や感覚を反映するということが裁判員制度の趣旨であると思います。一方で、量刑の基本的なルールとして、最高裁の判決でも過去の同種事案における量刑傾向を議論の出発点として行うべきであると判断されているとおり、刑法等の法律から導かれるルールに従って量刑を行うために、過去の同種事案の量刑傾向を参照されたのかなとは思いますが。いずれにせよ、どのように量刑評議をしていくかということについての参考になる御意見を頂戴したかと思います。ほかの方はいかがでしょうか。評議について率直に話しやすかったのか、そうでなかったのか、この辺を改善してもらえればもっと話しやすかったのにとという点がございましたら、お願いいたします。

裁判員経験者 4： 評議の雰囲気はすごくよかったと思います。みんなが意見を出せる状況を作っていただきましたし、裁判官の方々がすごく気を使っていたので、とても意見が出しやすかったです。なかなか意見がまとまらないときも最後までじっくり待っていただいたりだとか、あと、ほかの裁判員同士の意見でも議論を交わしたりだとか、みんなが言えるような雰囲気作りができていたかなというふうに思います。改善点は今特に思い付くところはないので、とてもいい評議だったかなと思います。

司会者： 内心ドキドキしながら聞いていましたけど、大変ありがたいお言葉をいただきました。ありがとうございます。もし、ちょっと耳に痛そうな御意見でも言っていただければ、きっとそれが将来の改善につながりますので、もしほかに御意見がございましたら。

裁判員経験者 2： 私はですね、最初に裁判長のほうから、評議は乗り降

り自由ですので、いろんな意見に、途中でやっぱりやめた、こっちかなというふうにさせていただいても全然結構ですよということを言っていただいて、大変気楽な気持ちで臨めたかなというのが一番最初にあり、皆さんの雰囲気もとても和やかな雰囲気だったのと、あとは裁判長のほうから上手に意見を引き出せるように振っていただいて、みんな存分に評議ができたかなと思います。

司会者： 3番の方からもお伺いしてもよろしいでしょうか。

裁判員経験者3： 最初何をするのか分からなくて、また知らない者同士が集まってやってたんですけど、裁判官の方が和気あいあいと和やかにしていただきまして、話しやすい状況は十分でした。

司会者： 検察官・弁護人はもはや評議に入っていただくことはできないんですけれども、評議の秘密にわたらない限りで何か御質問等がありましたらこの機会にいかがでしょうか。

検察官： こちらからは特にありません。

司会者： よろしいですか。評議に関して、今井裁判官も何かございましたら。

裁判官： この1号事件のほうは、先ほど1番さんからありましたように量刑のグラフを一応見たわけなんですけれども、1号事件のほうはですね、弁護人の弁論のほうに既にもうその書面が付いてまして、過去の傾向だとかいう傾向ですよという、もう弁論のほうに付いてましたね。この辺はいかがだったでしょうか。ちょっと主張の話にまた戻るところはあるんですけれども。

裁判員経験者1： ちょっと先ほどと重なりますけれども、本当に今回のこの内容だったらどうするのが妥当なのかという、当然素人だから分かるわけないんですけども、これを見て、何かどうしてもやっぱり過去の例に合わせて、今回はこうかな、こうかなというふうにちょっと考えてしまった

というところがあるんですけど。ただ、これが間違いだったわけでも何でもなくて、最終的には自分も納得の上で、やっぱりこれぐらいが妥当なんだと納得はしてますけども、どうしても何かこう判断の基準がこれを見てしまうというのがありましたけども。ちょっと質問の答えになってるかどうか分かりませんけど。

裁判官： 一応過去の量刑は参考ですよということを強く御説明した上で見ていただいて、この今皆さんが持っていていただいている事件は皆さんが一番分かってる事件なので、似たものを探してという、そういう趣旨じゃないですよということをお伝えしたと思います。やっぱりそれでもちょっと影響されたかもしれないということですかね。

裁判員経験者 1： はい。

司会者： 量刑の評議をどうやって行っていくかというところについては、それこそ量刑自体の考え方を含めて裁判官の間でも今なお議論してますし、それを裁判員の方と実質的に協働して一緒に考えていくというのは、なかなか難しいなと改めて感じました。過去の量刑データを使わないと公平な量刑を実現することは難しいのかなと思う反面、それをどのような説明の仕方でどのように提示して使っていくのかというところについては、さらに今の御意見を踏まえて改善をしていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、評議の点についてはこのくらいにさせていただきまして、実際に裁判員に参加いただくときに、お仕事の関係、御家庭の関係、いろいろと日程の調整に御苦労されたところもあるんじゃないかなと思っております。裁判に向けて日程調整に苦労された点があるのか、裁判員に選ばれる日、裁判員を選ぶ日と実際に法廷での審理が始まる日との間に、間を置いたほうがいいのか、あるいは連続してやったほうがいいのか、間にある程度の期間を置くとすると、どのぐらい空ければ日程調整をしやすいのか

といった辺りをお伺いしたいと思います。まず1号事件については、月曜日の午後に裁判員を選ぶ手続をして、1日置いて水曜日から審理を開始したと聞いております。このような形で行った事件だったんですけれども、日程調整に御苦労された点とか、こういうふうに日程を組んでくれればもっと調整しやすかったのにというところがあったら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者1： これに関しては特に感じたことがございまして、まず選任手続がいついつになりました、お越しく下さいという案内が2か月前に来まして、4月15日に集まったんですかね。で、15日に決まって17日からということで、私はもう、普通のサラリーマン、会社勤めの人間にとったら、例えば15日に決まって、もう17日から休まなければいけない、15日に決まって行かないと駄目だと言っても、とても休みが取れないですから、事前に決まるのを前提に休みを2か月前から申請してたんですけれども、もし選考から漏れたらどうしようかな、また行きますと言って会社に出勤しようかなとも思って、どうしようかなという感じだったんですけれども、結論から言いますと、最低でも選任手続が1か月前に決定してほしかったなという気はします。1か月前に、あなたは来てくださいと、この日大丈夫ですねと確認していただいて、決定していただいてたほうがありがたかったかなと。そこから1か月あったら有休とか申請したりとか、業種とか仕事内容にもよりますけど、私の場合たまたま自分がやっていると、ころを誰かが代わりにやらないといけない仕事なので、じゃ、ほかの人の休みのシフトも変更せんと駄目ですし、そういうのを考えると、1日前に決まって休まなあかんようになったというわけにもいかないんで、その辺はサラリーマンとしたら1か月前にはもう決定してほしいなと思います。

1日の審理に関しては、別に時間が長かった遅かったはありません。適当だったと思います。

司会者： 同じ点についていかがでしょうか。2番の方、お願いします。

裁判員経験者2： 私もですね、4月だったので、子供の家庭訪問の時期がありまして、ちょうど、上の子だったか下の子だったか忘れましたが、どちらかにかぶっていました。たしか下の子でした。選ばれたら日程を変えてもらわないといけない日にかぶっておりまして、まさか選ばれないだろうと思っていたのでそのまま行っただけですけども、15日の段階で決まって、その日の晩に学校に電話して日程を変更してもらったということがありました。ただ、学校についてはそうだったんですけども、仕事は、15日に行くというのが通知が来た段階で会社のほうには説明をして、選ばれることはないかもしれないけれども選ばれたらここから1週間休みますよということを説明して、ちょっと私もチームで仕事をしているので、ちょっと繁忙期だったこともあって難しかったんですが、何とか休みは取れました。1日空いたというのは大変私は助かって、会社のほうに説明がついたのと手続きができたのでよかったかなと。1日の拘束時間とか評議の時間については特に問題ありませんでした。

司会者： 先ほど1番の方からは1か月ぐらいい空けてほしいというお話もありましたけども、もし自分で選ばれるタイミングと裁判が始まるタイミングを選べるんだとすると、どのくらい空けてもらうのが一番いいという感じですか。

裁判員経験者2： そうですね。決まったときはびっくりして、えっ、あさってから？って思ったんですけども。でも、身構えてしまうので、私はこれぐらいの期間でよかったです。ドキドキするので。

司会者： 両様の御意見がありまして、なかなか悩みながら試行錯誤しております。3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者3： 私の仕事に関しては大丈夫だったんですけど、これはやっぱり職種によっていろいろとあるんで一概に言えないのかなとは思

んですけど。急やったのは、ほんまに身構えるというか、いろいろと考えることがなくて、すっと受けられたのでよかったです。

司会者： 理想的に言うと、3番さんから言われるとどれぐらい空いてるほうが、あるいは連続してやったほうがいいのか、いかがですか。

裁判員経験者3： 1週間ぐらいかなと思うんですけど。

司会者： 3説出ましたね。先ほど1番さんからお話でしたが、法律上やはり基本的には裁判員裁判の日程が決まって、決まったらそれよりも6週間以上前にお知らせして日程調整をいただけるようにお知らせするということになってます。法律の制度的なものとしての、恐らくは選ばれるかもしれないし、選ばれないかもしれないけれども、一応予定してくださいと、若干ちょっと、特に長い裁判については非常に申し訳ないことになるということなんですけども。最初のうちは本当にそれこそ選ばれてから連続的にやるが多かったかなと思いますけども、まさに今試行錯誤してまして、貴重な御意見をいただけているかなと思っています。4番の方はいかがですか。

裁判員経験者4： 私の場合は金曜日に選任手続があって、土日挟んで月曜日からということだったので、サラリーマンとしては翌営業日だったので、私は二パターン、選ばれるパターンと選ばれないパターンで段取りをして、同僚に協力いただきながら乗り切ったんですけど、翌営業日からというのはなかなか難しいかなというのは感じました。期間的には確かに1か月ぐらいあると十分準備できるかなというふうに思います。

司会者： 今回4月の1号事件が5日間の日程、5月の2号事件が6日間の日程ということだったんですけど、例えばそれよりもっと長い、例えば二、三週間掛かるような事件の場合はどうでしょう。やっぱりそうなるとなおさら空けたほうがいいのかどうなのか、その辺もし御意見があればお伺いしたいんですけども。

裁判員経験者 1 : なかなか仕事を理由でお断りするのは難しいかもしれません。もし二、三週間だったら、ちょっと私は来れませんって返事を出したと思います。

司会者 : ほかの方、いかがですか。もし長い裁判がある場合には、選ぶ日とその裁判が始まるまでをどれぐらい空けたほうがいいのかどうなのか、これについていかがでしょうか。

裁判員経験者 2 : 多分期間が長ければ長いほどお時間いただくほうが仕事の説明がつくかなと、職場によっても理解やっぱりしていただきやすい職場もあれば、制度的には行ってくださいなんですけども、職場の雰囲気として行きづらい会社もあると思うんです。私の今の会社はとても行きやすい会社なんですけども、前行ってた会社ならとてもじゃないけどこれは参加できなかつただろうなと、仕事量とあと職場の雰囲気とがあるので、長いなら期間を空けたほうがいいのかと思います。

司会者 : 3 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 3 : 審理の間、土日挟むだけで、1 週間空けるとかはできないのですか。僕らの場合は水木金と行って土日は休みだったんですけど、その次の週 1 週間ちょっと空けてもらおうとかいうことは。

司会者 : 審理の組み方としてはいろいろな選択肢はありますので、例えば 3 日やって 1 週間ぽんと空いてその翌々週というのはあんまりパターンとしては聞かないんですけど、例えば 1 週間に 2 日だけというのを 3 週連続とか。5 日間べたっとやってしまうと、なかなかお仕事のほうに影響が大きいということであれば、やる日数を 1 週間のうち 3 日にとどめて、2 日間はお仕事していただけたらとか、そういう組み方も一応可能性としてあるんですけど、そうするとちょっと違いますか。

裁判員経験者 3 : ちょっと違うかと思うんです。職種にもよると思うんですけど。

司会者： 4 番の方にも、もし長い事件だった場合どうしたらいいかとお伺いしたいんですけども、いかがですか。

裁判員経験者 4： 私の職種であれば 1 か月あれば十分だと思います。シフトを組まれてるような方とかも 1 か月で変更とかもできると思いますし、責任ある立場の方だとどうか分からないですけど、1 か月ぐらいが目安な気がします。

司会者： もう一点、これに関連して、先ほど 2 番の方から、選ばれてしまってから間が空くとちょっと精神的に御負担になるかもしれないと。特に選ぶときにはどんな事件を御担当いただくかということも併せてお知らせするので、例えば長い事件になるとそれなりに難しい事件である可能性もあると。そういうのを、そういう事件について裁判員に選ばれたという状態があって、裁判までの期間が空くというのは、精神的な御負担という点からはいかがですか。

裁判員経験者 2： 多分精神的な負担はありますね。期間が空けば、その分ずっと考えるので、一方では空いてほしいとは思いますが、そういう意味ではとっとと始まってくれたほうが精神的には楽でしょうね。

司会者： ちなみに、最低 1 か月とおっしゃった 1 番の方はいかがですか。

裁判員経験者 1： 今の御質問とちょっと違うことで言わせていただきます。裁判員に選ばれたら来れますか来れませんかっていろいろあったかと思うんですけども、例えば二、三週間だったらどうですかで、私多分ちょっと難しいとお答えしたと思いますけど、その段階で 1 週間ぐらいなら行けますよとか、1 か月でも大丈夫ですよというようなアンケート項目なんかがあってもいいんじゃないかなと。

司会者： この事件についていついつ裁判をするのでお越しいただけますかという形で、事件とひも付けてご連絡をするので、おっしゃるようなアンケートは行われていないというのが実情です。ちなみに、この大津で言

うと、いつときにやってる裁判は1件だけなので、それについてのお知らせが来てという形にはなると思います。

裁判員経験者1： 最初の調査票のときに、とにかく1週間なら可能とか1か月なら可能とかいうように明確に希望を出せたらと思ってました。

司会者： 最大公約数を見付けながら運用改善していきたいと思います。もう一点だけ、仕事上いろいろ御都合をつけていただいたと思うんですけども、裁判員の方からちょっと伺った話ですと、裁判員に選ばれました、あるいは選ばれるかもしれませんといったことをお話しするときに、何か会社とか職場、御勤務先に示すことができるような資料がもうちょっとあるといいんだけどなというようなお話も聞いたりもしました。何かそういうお仕事先に、自分が選ばれました、あるいは、選ばれるかもしれない、そういう選任手続に行きますということを説明するための資料とか、それが足りてたのか、あるいはこんな資料があったらもうちょっと説明しやすかったのかということがあったのか、その辺りの御意見を伺いたいんですけど、いかがでしょうか。

裁判員経験者1： 送ってきていただいた資料を見せるだけで十分理解はしていただけたと思います。

司会者： ほかの方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4： 私は口頭だけの説明で納得いただけたんで、特に何も必要なかったです。

裁判員経験者3： 送っていただいた選任の書類というか封筒だけで大丈夫でした。

裁判員経験者2： 私も送っていただいた資料を上司に見せて、説明するのにそれが一番分かりやすくて、会社に特に提出するようなものはなかったんで、あの資料だけで十分でした。

司会者： ありがとうございます。大変参考になりました。

それでは、最後に裁判員経験者の皆様に、これから裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージを一言ずついただきまして、その後に裁判官、検察官、弁護人のお三方からも最後にコメントがあればお伺いして、意見交換会を終えたいと思います。

それでは、まず裁判員経験者の方々に、これから裁判員や補充裁判員になられる方へのメッセージを一言ずつ頂戴したいと思います。

裁判員経験者 1： 別にこの場だから言うわけではなくて、やはり本当に経験してみて、本当に経験できないことができましたし、冒頭で言わせていただきましたけども、本当にプラスであり、絶対にマイナスということはないと思います。やはりいろんな事件とかいろいろあって、結構真摯に深くそういう報道とか、今でしたらネットなんかで見て、あっ、こんな事件があったんだなという感じで、ちょっと違う見方が出るようになりまして、是非とも都合がつくのであれば、積極的に参加されることはマイナスではありませんということはいいたいと思います。

裁判員経験者 2： 私もですね、最初はちょっと怖がっていましたが、参加して大変よかったなと感じていて、この年になると自分の家族のことと自分の仕事のことと自分の周りのことしかなかなか優先して考えなくなるんですけども、全く違う世界の人のことを真剣に、しかも全く見ず知らずの方々とこうやって意見を述べたりとかするのってすごい貴重な経験だったなと感じています。やはり送り出してもらうには家庭の理解だったりとか、あと職場の理解が大変必要ですので、そういう環境が整えば是非参加していただきたいなと思いました。

裁判員経験者 3： 裁判員に当たってから、弱ったなとは思いましたが、裁判員に行ってきたと身近な人に言うてみると、わしなら行けんということもよく聞くんですけど、いや、やっぱり一遍行ってこいと、どこがどうっちゅうことないけど、仕組みとか全てが分かるんで、ええ経験になった

ということ言うてるんですけど、日程がつかない人はしょうがないのはしょうがないんですけど、なるべく行くようにとは言うてるんですけど。

裁判員経験者 4： これから裁判員になられる方には、是非、とてもいい経験ができるので、参加を楽しんでしてもらいたいなというふうに思っています。やっぱり、ここまで人の、全く知らない他人のことを、心を深く読むとか、あとここまで突き詰めて判決を出すというのは、普通の、普通というかサラリーマンをやっている限りでは得られる経験ではないので、人生の糧になるというのはすごくなると思いますし、あと、こういう法律に関わる裁判官の方とかに関わっていけるというのはなかなかない機会です。ので、すごくいい経験になると思います。

司会者： ありがとうございます。4人の経験者の方から非常に力強いメッセージをいただいて私も感動しております。裁判官、検察官、弁護人からも一言ずついただきたいと思います。

裁判官： どんな仕事でもそうなんですけども、仕事がちょっと立て込んだりしてしんどいときとかもあるんですけども、私個人的には裁判員裁判がそこに入るとですね、何かむしろ元気になるというか疲れないんですね。だからさっき1番さんに裁判長が気を使ってたよねというお言葉があったんですけども、全然そんなことなく、本当に成長できるよい機会だというふうに捉えています。この裁判員制度については、運用というのはもう完成しているものじゃなくて、まだこれからさらによくしていくことができる制度だと思っていますので、それを考える上で今日は大変貴重な御意見をいただけたなというふうに思います。そして、このような経験者の意見交換会ということも非常に重要です。あと実際に経験された皆様が、地域社会、御家庭、職場に戻られて、できるだけたくさんの方に経験をお話しいただいて、社会で共有していくことがとても大事ななというふうに思いましたので、どうぞよろしく願いいたします。今日はありがとうご

ざいました。

検察官： 今日には本当に貴重な御意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。改めて裁判員の方々が証拠を細かいところまで見ていただいて、本当に真摯に一つ一つの事件に取り組んでいただいているんだなというのが改めて分かりました。今日コメントをいただいた内容、例えば冒頭陳述や論告については分かりやすいという御意見をいただいたところもありますので、今後はさらに改善していきたいと思っておりますし、証人尋問においてちょっと分かりにくい部分があったというところについては、証拠物の重要性ですとか、あとはよりイメージを持ってもらうためにどうやっていったらいいかというのを改めて考えていかなければいけないなと思いましたので、大変いい機会になりました。どうもありがとうございました。

弁護士： 裁判員裁判に当たってはですね、法曹三者は事前に何か月にわたってその事件の公判前整理手続をするんですけども、裁判員の皆さんは、裁判の日に来て、まさにその場で見て考えていくということで、今日のお話を聞いていますと、本当にその場その場できちっといろんなことを多方面からいろいろ検討を加えてですね、評議をしていただいているということがよく分かりまして非常に参考になりました。あと、通常、我々弁護人はですね、裁判すると、あれはどうだったのかな、こうだったのかというのは、裁判員の印象というのはもうそれっきりで分からない。実はアンケートを皆さんに書いていただいたのを、その概要というのは後で我々も見れるんですけども、今日は私が担当した裁判から3名もいらっしゃってですね、まさしく直接生の声を聞くというのは、ほとんど経験がなかなか通常できないことなので、非常に参考になりました。我々弁護人としては、被告人の意向というか被告人の考えをきちっと事実整理して法的意見も構成してという、一番大事なのは皆さん、裁判官も含めてですけども、分かり

やすくしていくのが役割なので、その辺は今日の、検察官の資料が分かりやすいというのは非常に意見が何件も出ましたけども、我々なかなか経験数が少なくて、その辺じくじたるものがあるんですけども、今後、将来的にはさらによくなるような形で今日の機会を生かしていければなと思います。非常に参考になりました。ありがとうございました。

司会者： 本日は、お忙しいところ意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。本日頂戴した御意見、御感想、御提案については、今後の裁判員裁判の運用に大いに参考にさせていただきたいと思っています。大変お疲れさまでございました。これで意見交換会は終了とさせていただきます。ありがとうございます。

引き続きまして、報道記者の方との質疑応答に入りたいと思います。御質問がある方につきましては、社名とお名前をおっしゃってから御質問いただきたいと思います。もし特定の裁判員経験者の方等に御質問されることがあれば、それも併せて明示していただきたいと思います。御質問に当たりましては守秘義務に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

それでは、御質問ある方、お願いします。

記者 1： 今井裁判官に伺いたいんですが、これまで裁判員制度 10 年目に差し掛かりましたが、振り返っての受け止めと、あと感じてらっしゃる課題と、それに対してどうやって向き合っていこうと思われてますでしょうか。

司会者： 裁判員経験者の方に御質問いただけるのかなと思ってたんですけども、せっかく御質問いただいたので、今井さん、何かお答えいただけるのであればお願いします。

裁判官： 経験者の方が主役の会なので、私が最初にお答えするのは大変申し訳ないんですが、ごく簡潔にですけども、10 年間いろいろやってきて、試行錯誤してきて、一つのやり方でずっとやってきたわけじゃな

いんですね。いろいろその場その場で改善をしながらやってきたわけです。それについてどんな課題があるかということを知る一つの大きな手掛かりが、この今日の会だったのかなというふうに思っておりまして、それを踏まえて、先ほどもちょっと私の締め言葉で申し上げましたけれども、さらに上を見て改善していきたいということでございます。

記者 1： ありがとうございます。あと、裁判員の方に伺いたいんですが、先ほども幾つか御意見いただきましたけれども、裁判員制度を、選任についてもおっしゃってましたけれども、これからどのように変えていけば積極的に一般の市民が参加できるようになるのか、経験してみてどのように感じられたかを率直な御意見伺いたいと思います。

裁判員経験者 1： 先ほど述べたことと重複するかもしれませんが、まず最初の調査票の段階で、あらゆる参加するために必要な項目を突き詰めて細かく書けるようなアンケートというか、されてたと思うんですけど、私の記憶がちょっと定かでなかった点もありましたけども、さっき言ったように、参加できますか、できませんか、できるんなら1週間、1か月、半年でもできますよとか、まずきめ細かいアンケートを取られた中で名簿も作成されて、まずはその辺からしていただいて。あと、いろいろこういう形で広報活動とかされてるかと思いますけど、さらに会社に対しても制度的に、もう周知はされてきてると思いますけども、参加しやすい環境作りもできたらできるような方向で何かアクションをされていかれたらいいかなというふうに思っております。

司会者： ありがとうございます。ほかの方には何か御意見ございますでしょうか。これから続く方が御参加いただけそうなアイデアは何かありますでしょうか。

裁判員経験者 3： 裁判所というからにはやっぱり土日は休みなんだろうね。土日が入ると何とか休みも取りやすい。休みのことだけでしょうと

思うんですけど。

司会者： いや、本当にそういう日程が組めれば、もしかしたら御都合つけてくださる方がもっといらっしゃるのかなと思いつつ、なかなか難しい問題かもしれません。貴重な御意見ありがとうございます。ほかに何かございますか。

裁判員経験者 4： 裁判員を経験した者から言わせれば、すごくいい経験だったからという意見が多分ほとんどだと思うんですけど、やってない人からしたら恐らくよく分からないし、怖いし、何か無理やり休まないといけないというイメージで、余りいいイメージはないんじゃないかなと想像します。何か弁護士さんとかもあれですけど、木村拓哉主演とか何かそういうポップなことをやるとか、あとはメリットがないのであれば何か金一封を渡すとか、やりたい意欲をかきたてるような何かそういうドラスティックな変化がないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。

裁判員経験者 1： 私も裁判員裁判のこと余りよく分からなかった頃、これボランティアやと思ってたんですよ。全くの無給で来て、交通費ぐらいは出るかもしれんけど、とにかく社会人として参加しないといけないボランティアと思ってたんですけど、こんな話したらちょっとあれですけど、職場に帰って、いや、日当出るよみたいな話してたら、ええっという人がほとんどで、それってあんまり周知されてないのかなと。それを出していいのかどうかちょっと分からないんですけど、その辺はちょっと感じましたね。多分日当出るということを知らない人が多いような気がします。

司会者： ありがとうございます。ほかに御質問ある方はいらっしゃいますか。

記者 2： 裁判員の方に2点お伺いしたくて、1点目が守秘義務のストレスとかあったのかなというところと、2点目が、よく裁判員の方が悩み抜

いた末に死刑判決とか出しても次の二審とかで破棄されて無期懲役になってしまったり、せっかく裁判員の方が悩んで出した判決が覆るということが過去に何回もあったと思うんですけども、その点に関してはどう思われるのかお伺いしたいです。

司会者： まず1点目の守秘義務についてストレスに思われたのかという点についてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者1： 私が担当した案件は、罪の重い軽いは関係ないとは思いますが、私自身あったかないかといったら全然なかったです。

裁判員経験者4： 同じく全くありませんでした。

裁判員経験者2： 私もシリアスな事件ではなかったもので、全くそういった思いはありませんでした。

裁判員経験者3： 私もストレスがあったら相談するところを書いてもらたけど、そんなストレスはなかったです。

司会者： ありがとうございます。じゃ、2点目のほうで、裁判員が加わられたその判決が上級審で覆るという、そういうこともあるということについてどう思われるかという難しい御質問ですけども、いかがでしょうか。

裁判員経験者1 先ほど私がちょっと触れた件があるかもしれませんが、過去の例を出されて、これを見てしまったという話をさっきしたかと思いますが、我々がいろいろと評議した結果出された結果があります。で、結局控訴されて上に上がっていきます。で、最高裁の裁判長が逆にひっくり返して、無期になったり逆になったりはあると思うんですけども、結局、最終的に、それは私ら素人よりも経験積まれてて、そういう方なんだろうけども、結局ひっくり返るのかなという印象がありますけどね。ただ、それが間違ってるかと言ったら間違っていて、正しいのかもしれないけども、その辺でどうなんかなという。その我々って民間の人間が、一般人が参加して、その一般人の感覚も入れていこうという趣旨で

始まった裁判員制度だとは思いますが、難しいですね。もし自分が担当したやつが違ってひっくり返ってたら、ああ、ひっくり返ったのかなあというふうになるかもしれませんね。

裁判員経験者 2 : 素人ながら一生懸命考えた意見を出して、それを裁判官の方とまとめた判決ですので私は大変残念には思いますけれども、でもそれは裁判員であれプロの方であれ同じかなと思うので仕方がないのかなと。私はやはり素人ですので、ある程度のたたき台は必要なのかなと思うので、この刑は大体これぐらいのという判例というのは必要だと私は思っていて、ですので、みんなで話し合っただけの結果が覆っても、それはそれで仕方がない、大変残念だけどそれは仕方がないかなと思います。

裁判員経験者 4 : もし死刑とかいう話の裁判であったなら、特にその判決文を、どういう経緯でなったかというのはよくよく確認すると思います。覆ったというのが納得できるなら、納得できるでそのまま腑に落ちると思います。納得できないのであれば、どうするわけではないですけど、悔しい思いはするだろうなというふうには想像します。

裁判員経験者 3 : 先ほども言われたように、裁判員と裁判官とみんなで一生懸命決めたことで、けれどひっくり返ることはあることだということで、仕方がないかなと思います。

司会者 : 時間の関係であと1問か2問くらいでしたら、どうぞ。

記者 3 : 裁判員の方にお聞きしたいんですけども、皆さん裁判員を経験されて、その事件なり裁判なりの報道に以前よりも関心を持っていただいているというお話があったと思うんですけども、そういった、私どもも社会的に関心がある事件の裁判なんかは傍聴して記事にするんですけども、何かそういった裁判の記事なりニュースなりを見てて、こういうところは分かりやすいなとか、こういう視点の書き方があったらいいなとか、そういうもし御意見等がございましたら、いただければ幸いです。

裁判員経験者 4： 裁判になるとか事件を取り扱う場合って、どちらかの視点に偏りがちなと常日頃思っていて、被害者と被告側あるいは双方からの主張というものを表現していただけるとすごく公平に感じていいなと思います。

司会者： ほかの方、もし御意見がございましたら。では、もしあれば最後の質問とさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

記者 4： 裁判員の方にお伺いしたいんですけれども、選ばれまして不安を最初は持っていたけれども、裁判をする上でそれが解消された点について、若しくは不安のままだったことがもしありましたら教えてください。

司会者： いかがでしょうか。

裁判員経験者 1： 私の場合は、2か月前から休むぞ行くぞという感じで休みを取ってましたので、そういうのはなくて、今回もやる気満々で来たというか、その辺はちょっとなかったです、私は。

司会者： ありがとうございます。最初不安に思ってたけど解消された方とか、最後まで不安が残ったという方がいらっしゃったら。

裁判員経験者 2： 会社に理解してもらえるかなというところがすごく不安で、とてもためらいながら総務のほうに話したんですけれども、会社の制度としてきちんと行かせていただける制度があったので、一番それが不安要素であったので、そこが解消されてよかったです。

司会者： よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。記者の皆さんからも1問ずついただきまして、全員参加の形で意見交換会ができてよかったと思います。本日はお疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

以 上